

第3 自然災害の防止

< 河川改修・砂防工事等を実施 >

1 水害・海岸災害の防止

(1) 水害の防止

地域開発の進展に伴う人口の集中化・都市化に対処し、河川流域住民を洪水の被害から守るため、河川改修やダム事業を推進するとともに、大規模開発など流域の開発が著しい河川については、防災調節池等と合わせた改修を進めている。

11年度は、改修事業は桜川をはじめ 50 河川（事業箇所）、調節池事業は中丸川の治水緑地事業をはじめ 4 河川で整備を実施した。

(2) 海岸災害の防止

飛砂防備保安林等に指定されている海岸防災林は、気象や土壌などが極めて悪いうえ、飛砂や潮風等の被害を受けやすく、また、本県の海岸は近年、気象の変化等から浸食性海岸となっている。このため、防潮工を施工するとともに、人工砂丘や静砂垣を設置し、植栽工等を実施した。

また、高潮、侵食の被害を防止するため、護岸、ヘッドランド等の整備を実施した。

11年度は鹿島海岸ほか 3 海岸でヘッドランドや養浜の整備を実施した。

2 地震災害の防止

(1) 災害に配慮した市街地開発事業等の推進

災害に強い都市環境の形成を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業を推進している。

本県における市街地再開発事業は、駅前や中心市街地を中心に実施されており、12年3月末現在で 8 地区が完了し、7 地区が実施中である。11年度は、6 地区に対して助成を行うとともに、円滑な事業の推進を図った。

また、土地区画整理事業の実施状況は、12年3月末現在では下表のとおりであり、11年度は、円滑な事業の推進及び新規予定地区の事業化の推進を図った。

第2-2-9表 土地区画整理事業の実施状況（12年3月末現在）（省略）

資料：土木部

(2) 防災空間確保のための都市公園の整備

偕楽園公園など大震火災時の広域避難地（10ha 以上）や一次避難地（1ha 以上）となる防災公園の整備を推進した。

(3) 円滑に消火・救急活動等が行える道路の整備

防災拠点、物流拠点、交通結節点と連携した緊急輸送道路ネットワークの計画と同時に災害時に避難地まで安全に歩いて行ける避難路ネットワーク計画を策定した。

また、「地震防災緊急事業五箇年計画」（8～12年度）に基づき、緊急輸送道路や避難

路の整備を進めている。

3 土砂・山地災害の防止

(1) 土砂・山地災害危険個所の把握

山腹崩壊や地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、これら災害の未然防止に資することを目的として、山地災害危険地区を設定し、緊急性の高い箇所から防災対策工事を実施した。

(2) 砂防対策や急傾斜地崩壊対策、地すべり対策の推進

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を推進し、土砂災害防止施設の整備・拡充を図っている。

11年度は、砂防事業（補助）について、笠間市大郷戸の大郷戸沢など19か所でダム工等を実施し、3か所を概成した。急傾斜地崩壊対策事業（補助・県単）については、水戸市の八幡町2地区など48か所で法枠工等を実施し、12か所を概成した。地すべり対策事業（補助）については、金砂郷町の大野など3地区で集排水ボーリング等を実施した。

(3) 予防治山や復旧治山の推進

山地において台風や集中豪雨等の天然現象によって発生した崩壊地や崩壊の可能性が高く、崩壊土砂の流出により下流に被害を与えるおそれがあり、緊急に防止工事を要する箇所について、第九次治山事業七箇年計画（9年度～15年度）に基づき治山ダム工や山腹工、森林造成のための植栽工を実施した。

(4) 保安林の適正配備と機能の維持・向上

土砂災害等山地災害を防備する目的で土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林を指定しており、本県では、主に県北山間部に配備し、面積は3,384haとなっている。

11年度は、第5期保安林整備計画に基づいて山地災害危険地区を重点に指定を行った。また、保安林の機能が高度に発揮できるよう保安林整備事業等により整備を進めた。

(5) 土砂・山地災害の知識の普及と防災意識の高揚

土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに、防災知識を普及し、被害の防止軽減を図っている。

11年度は、危険箇所を表示したマップの配布や、がけ地のパトロールを市町村とともに実施し、住民に防災意識を喚起した。また、小・中学校生徒を対象に「土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文コンクール」を行い、子供達が土砂災害に関心を持てるよう努めた。